

大口町告示第87号

大口町国民健康保険医療費等一部負担金減免取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年8月24日

大口町長 鈴木雅博

大口町国民健康保険医療費等一部負担金減免取扱要綱の一部を改正する要綱

大口町国民健康保険医療費等一部負担金減免取扱要綱（平成17年大口町告示第59号）の一部を次のように改正する。

第4条中「(昭和33年法律第192号)」を削る。

第6条中「様式第7」の次に「。以下「証明書」という。」を加える。

第9条第2項中「審査支払機関」の次に「である愛知県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）」を加え、同条第3項中「異動を」を「変動が」に改め、同条第4項中「審査支払機関である愛知県国民健康保険団体連合会」を「国保連合」に改める。

第10条中「減額に係る」を「減額された」に改める。

別表区分の欄中「一月」を「1月」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。